



# 羽の情報便

103万円、130万円、141万円、160万円の壁

世界的な景気後退の影響で、企業では人員削減や賃金カット。夫の給与が減らされ、リストラの不安に怯える毎日。そんな不安から、専業主婦もパートに出て働かなくてはならない状況が増えています。しかし、どうせ働くなら、税金や社会保険などで損しないように働きたいというのが正直なところではないでしょうか。

## 「103万円の壁」

納税者本人に扶養している配偶者がいる場合は、税負担を軽減するために、所得から一定の金額を控除する「配偶者控除」という制度が設けられています。配偶者控除を受けるためには、「配偶者の合計所得金額が38万円以下」となっています。税法上は、「収入」から「経費」を差し引いたものを「所得」といい、「収入」ではなく、所得を基準に税金を計算する仕組みになっています。パート収入103万円がそのまま所得になるわけではありません。パートで働いた場合でも会社員と同じように、必要経費に該当する「給与所得控除」をパート収入から差し引くことができます。パート収入が162.5万円以下の場合、給与所得控除額は一律65万円となっています。従って、パート収入が103万円の場合、給与所得控除は65万円なので、103万円-65万円=38万円(配偶者の所得)となり、妻にパート以外の収入がない場合、夫は、配偶者控除を受けられるということになります。つまり、「103万円の壁」とは、夫が配偶者控除を受けられるかどうかの税法上の境目ということになります。

## 「130万円の壁」

「103万円の壁」は、税法上の扶養についての話でしたが、「130万円の壁」は健康保険や厚生年金などの社会保険についての話です。会社員の場合、健康保険組合か協会けんぽに加入しています。夫が会社員の場合の専業主婦は、夫の健康保険制度の被扶養者として、健康保険組合か協会けんぽに加入することになります。この場合、保険料は夫を含めた他の被保険者が賄うという仕組みになっています。「130万円の壁」とは、健康保険組合や協会けんぽが被扶養者として健康保険に加入するのを認めるかどうかの判断基準となる金額です。配偶者控除などの判定基準となる収入から経費を差し引いた所得とは違う概念なので注意する必要があります。パートで年収が130万円以上となった場合は、自ら国民健康保険や国民年金に加入する(第3号被保険者)ことにもなっています。年収130万円以上になった瞬間に、健康保険や公的年金保険の保険料負担が発生するので、収入が増えても手取りが減るという逆転現象が発生するので注意が必要です。

## 「141万円の壁」

配偶者の収入が103万円を超えてしまった場合でも、まだ税法上の優遇措置があります。それが「配偶者特別控除」です。配偶者特別控除は、合計所得金額が38万円超76万円未満(パート収入141万円未満)の場合に、所得の金額に応じて控除額が決められています。この配偶者特別控除を受けられるか受けられないかの税法上の境目は141万円ということになります。

## 「160万円の壁」

年収が約160万円を超えてしまえば、税金や社会保険を負担しても再び手取り収入が増えていきます。従って手取りの確保を考えると、130万円以下の年収に抑えるか、160万円以上を旨ざすかという選択になります。



其々の「壁」を抑えておきましょう！

## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。“羽の情報便”で検索してください。

■まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>)

■melma! (<http://melma.com/>)

# お客様からのQ & A

私は会社員です。会社の年末調整は終わっていますが、実は会社に内緒で夜間アルバイトをしており、副収入があります。これは確定申告しないといけないのでしょうか？ また会社にばれない方法はありませんでしょうか？

副業をしていると、会社からの給与以外に収入が発生します。この場合、年末調整のほかに確定申告が必要になります。そして、確定申告で住民税の支払い方法をどうするか自分で選択することになります。

その時に、所得合算にしてしまうと、会社の給与から住民税が差し引かれます。会社では、ある程度所得に対して税金がいくらかを把握していますので、超過分が確認できたところで副業有りとはばれてしまう可能性があります。

但し、副業収入が年間20万円以下の場合、確定申告をしなくても良いことになっています。要は年間20万円の収入に関しては非課税という事になります。それを超えることがなければ、税金はかかりませんので会社にばれるという事はありません。

では、20万円を超える場合はどうしたら良いでしょうか。この場合、会社の給与については年末調整を行い、副業部分に関しては確定申告を行います。

その確定申告をした際に、税金を自己支払として給与収入と合算しないようにします。すると、会社からは給与分に対する税金が、副業からは副業分の税金が引かれるようになり、会社にばれることはありません。



## 税金・保険のまめ知識（第67回） 中小企業退職金共済制度(中退共制度)

### (1) 概要

中退共制度は、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。中退共制度をご利用になれば、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

### (2) 特色

#### 1. 国の助成<新規加入助成の場合(新しく中退共制度に加入する事業主)>

- 1) 掛金月額2分の1(従業員ごと上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。
- 2) パートタイマー等短時間労働者の特例掛金月額(掛金月額4,000円以下)加入者については、1)に次の額を上乗せして助成します。

掛金月額 2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円

#### 2. 月額変更助成

掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する事業主に、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。

#### 3. 税法上の特典

中退共制度の掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

#### 4. 掛金月額の選択

掛金月額は、従業員ごとに16種類(5,000円~30,000円)から選択できます。また、掛金月額はいつでも変更できます。

#### 5. 通算制度

通算制度の利用でまとまった退職金を受け取ることができます。

- 1) 過去勤務期間も通算できます。
- 2) 企業間を転職しても通算できます。

#### 6. 退職金の受取方法の選択

退職金は退職者本人が退職時60歳以上であれば、一時金払いのほか、全部または一部を分割して受け取ることができます。

#### 7. 提携割引サービスの利用

中退共制度の加入者は、中退共と提携しているホテル、レジャー施設等を、加入企業の特典として割引料金でご利用になれます。



## 1月の税務カレンダー

12月における各市町村の条例で定める日  
個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

1月10日（木）  
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



1月31日（木）  
11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

## 生命保険の基礎知識（3）

～保険の約款を読んだことありますか？～

### 高度障害保険金と保険料払込免除

#### 高度障害保険金

被保険者が疾病または傷害により両眼の視力を全く永久に失ったり、言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った場合など（他約款に定めによる）など高度障害状態となってしまった場合、死亡保険金と同額の保険金が受け取れる仕組みを高度障害保険金といいます。但し、受け取った時点で契約は消滅しますので、別の高度障害状態に該当したり、死亡した場合に重複して保険金が支払われることはありません。

#### 保険料払込免除

被保険者が不慮の事故で180日以内に両耳の聴力を全く永久に失ったり、一眼の視力を全く永久に失った場合など、その他約款に定められた所定の身体障害状態になると、以後の保険料払込が免除されることを保険料払込免除といいます。

#### 代理人請求

被保険者本人に意思能力がないなど高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、通常、死亡保険金受取人が代理人として高度障害保険金を請求することができます。被保険者と同居または生計を一にしている戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限る等の制限があります。また、あらかじめ「指定代理請求人」を指定することができる制度を取り扱っている生命保険会社もあります。



ちょっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき (41)

知ってるようで知らない二十四節気とは？-その1-



### 『立春』 りっしゅん

2月4日頃、寅月の正節で、暦の上ではこの日から春です。旧暦の正月節にあたり、春の気が立つことよりこの名前がついています。

### 『雨水』 うすい

2月19日頃、寅月の中気。降っていた雪が雨となり、積もっていた雪や氷も溶けて、水が緩むという意味からきています。

### 『啓蟄』 けいちつ

3月6日頃、卯月の正節。長い間、土の中で冬ごもりをしていた虫たちが、穴をあけて地上に出てくるという意味からきています。

### 『春分』 しゅんぶん

3月21日頃、卯月の中気。昼と夜の長さがほぼ等しくなり、次第に昼が長くなっていきます。春のお彼岸で祖先の墓参りや法要を行います。



# 今月のコラム

今年の冬は例年になく寒さが厳しいように思います。先日の東京での大雪も都会の交通機関やインフラを直撃しました。東京では、これから三月上旬までが雪が最も降るシーズンになります。急な大雪に備えて、防寒対策や滑り止めの靴を、また、自動車通勤の方はチェーンや雪かきスコップなどはぜひ準備しておきたいものです。

この寒い季節、ゆっくりと温泉にでも浸かって美味しい日本酒と海鮮料理を…と夢に出てきそうですが、海鮮料理でもよく使われる冬の定番カニのお話です。お正月にもカニを召しあがった方も多しと思いますが、毛ガニやズワイガニはカニなんです。タラバガニは生物学的にカニではなくてヤドカリの仲間なんだそうです。

まあ、エビもカニもヤドカリも同じ甲殻類なので親戚なのかと思いますが、カニの中でも大人気のタラバガニがヤドカリの仲間だったとは知りませんでした。でも「タラバヤドカリ」だと美味しそうな感じが全くしませんね。

引き続き、インフルエンザも猛威を奮って大流行しています。予防は、うがい、手洗いの徹底と、外出時のマスクの着用などしかありません。十分な栄養と休養をとり、インフルエンザに負けない体力と抵抗力をつけて頑張ってくださいませよう。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp

寒さ対策万全にお仕事  
頑張りましょう！

